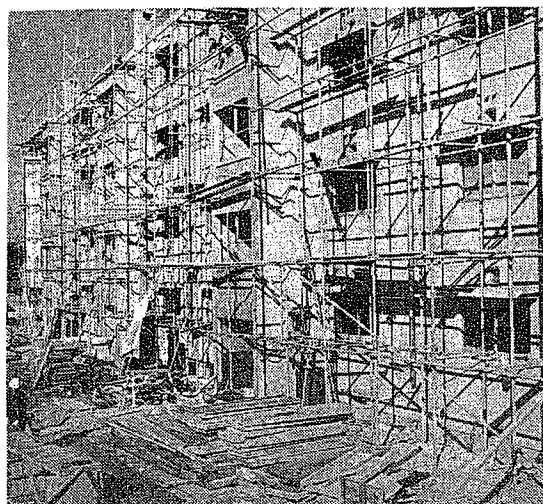


No.309 送料5円
毎月2回 印刷15日発行
昭和26年7月6日第三種郵便物認可
発行所 会津市役所
発行人 松本善吉
編集 総務部市長公室広報係

市政だより

住宅づくり、ラストスパート

早期着工、早期完成を目ざし現在、市では門田町大字年貢町に市営住宅六十戸、また、材木町に改良住宅四十戸、合わせて百戸を建設、十二月中には入居できるようと、工事に急ピッチです。



近代的な住宅団地となる
材木町改良住宅の工事

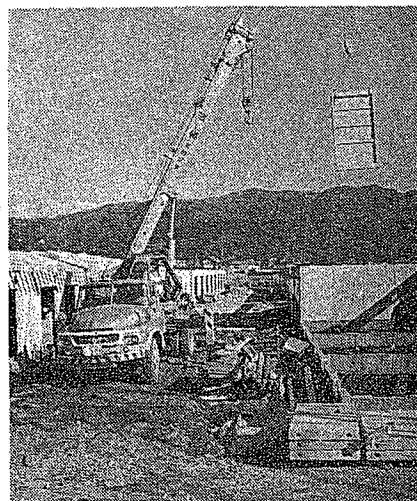
材木町に四階建改良住宅

材木町会津寮あとに建設されている改良住宅は、昨年からの四カ年計画で進めているもので、現在の住宅建設は二期目です。この改良住宅は鉄筋コンクリート四階建て一棟四十戸が入居します。

工事は五月二十日に着工し、総工費約四千七百万円で十二月中には完成します。また、昭和四十五年度は四十戸、昭和四十六年度には六十二戸と全部で六棟百六

ことしは100戸建設

お正月前に入居できます



レッカー車を動員しての
年貢町・市営住宅建設現場

賃住宅三戸、母子世帯住宅二戸)の計六十戸が七月七日に着工、総工費約五千五百万円で十一月三十日に完成する予定です。

この住宅は、簡易耐火プレハブ住宅といい、骨組みの部分で工場で製造したコンクリート製のパネルになります。

ついでに、このパネルをレッカー車で次々にもち上げて組立てる方式で、作業工程もかなり短縮されています。今までは、市営住宅の場合、翌年に入居していたのが、ことしからは十二月中に、去る十月三十一日行なわれた公開抽せん会で決定した入居者が新しい家でお正月を迎えることになります。

新工法で急ピッチ

市営住宅

門田町大字年貢町字附殿館地内、館業師堂前に市営住宅が、第一種住宅、二十戸、第二種住宅四十戸(一般住宅三十五戸、特別低家

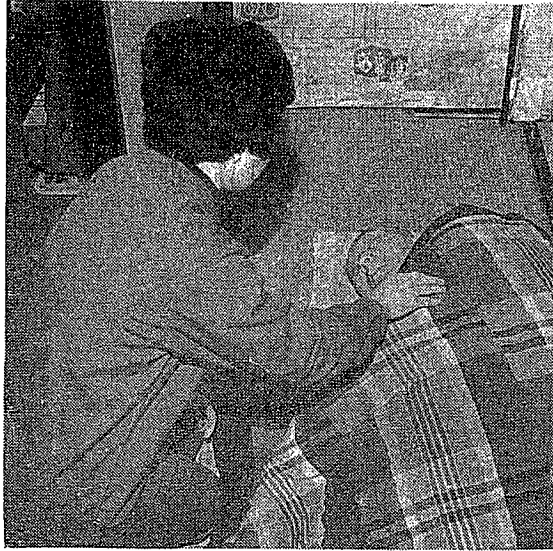


- ▶ 5日 午後1時~4時 市追悼式 市民会館
- ▶ 5日 午後7時から 民謡講座 公民館
- ▶ 6日 午前9時 市消防団秋季検閲 市営ラグビー場
- ▶ 6日 午前9時 肉豚共進会 食肉センター
- ▶ 7日~9日 市内高校美術連合展 公民館
- ▶ 7日 午後1時30分から 郷土文化婦人学級 公民館
- ▶ 7日・8日・10日 豚コレラ予防注射 市内
- ▶ 9日 午前9時から 青年サークルグループリーダー研修会 少年の家
- ▶ 11日~13日 農業まつり
- ▶ 12日 午後7時から 民謡・書道・孔版講座 公民館
- ▶ 14日 午後7時から 郷土文化婦人学級 公民館
- ▶ 15日 第24回会津駅伝競争 会津一円
- ▶ 16日 午前10時から 全会津俳句大会 飯盛山
- ▶ 19日 午後1時から 自作8ミリ映画作品発表会 公民館

人口動態 (10月1日現在)

世帯数	25,248 (-17)
総人口	102,780 (+4)
男	48,572 (+50)
女	54,208 (-46)
出生	154
死亡	44
転入	333
転出	439

(とじて保存しましょう)



寝たきりのおとしよりから相談をうける奉仕員

寝たきりの老人のため

家庭奉仕員の業務はじまる

特殊ベットも無料で貸します

会津若松市福祉事務所では、十月十七日から、寝たきり老人対策として、老人家庭奉仕員の派遣を開始しました。

現在全国の七十歳以上の寝たきり老人は、約三十万人といわれます。また本市の六十五歳以上の人口は総人口十万二千七百八十人の六・六％、六千七百八十人（四十四年十月一日現在）で年々増加の傾向にあります。さらに世帯の細分化などさまざまな要因が加わって、老人者の医療、生活にともなう悩みは深刻化しています。

市では、こうしたおとしより対策に力を入れていきます。四十四年度新規事業として開始した寝たきり老人のための家庭奉仕員の派遣、医師の訪問健康診査、特殊ベットの貸与なども、その施策のあらわれといえます。

寝たきり老人対策のあらまし

寝たきり老人とは、日常生活のすべてに人手を要するもので、身体の機能に障害があり、相当長い期間にわたって床に伏している低所得の老人をいいます。

本市の場合、十月一日現在、六十五歳以上の対象は百六十八世帯です。そのうち、十二世帯は緊急に手をさしのべなければならぬ状態にあります。

◇老人家庭奉仕員の派遣
低所得の寝たきり老人のうち、日常生活に人手を必要とする方で、家族以外の者に介護されているか、または家族の介護が著しく困難な方に、市から派遣されます。

本市では、パートタイム（非常勤）の登録制をと

り、専任の奉仕員一名が十月十七日から業務にあたっています。

奉仕員は、寝たきり老人の家庭に行き、一般的な家事や介護にあたり、相談や助言にも応じます。労働時間は原則として一週五日勤務とし、一日労働最低四時間。二カ月の試用期間を経て継続勤務することになります。

◇医師の訪問健康診査
寝たきり老人のうち、長い間診察を受けたことのない方を対象に、市から委託された医師が対象者の自宅を訪ねて診断にあたります。また、必要に応じて看護婦を訪問させ、療養上の世話をします。

◇特殊ベットの無料貸与
低所得の寝たきり老人のうち、身体に機能障害があつて、相当長い間床についていて、日常生活の大部分に人手を要するなど、次の条件に該当する方に、無料で貸すものです。

「身体的条件」次のいずれにも該当すること。

①食事に支障があること
②寝たまま食べさせてもら

う、①横になって食べる、②物にもたれて食べる、③入浴できないこと、④①を除く市民税のかかっていない世帯。

⑤市民税の所得割を課されていない世帯。

この特殊ベットは、使用者の頭部と脚部の傾斜角度を自由に調整できるようになっています。

福祉事務所では、寝たきり老人対策を積極的に進めるため、対象者がしに努力していますが、該当者を知っている方、あるいは家族の方は、地区の民生委員または市福祉事務所に申し出て下さい。

交通事故・一般相談のご利用を

続発する交通事故では、加害者、被害者とは意見がわかれます。示談や賠償の前にご相談においでください。また土地、住所、戸籍、家庭内での問題などでお困りの方どうぞお気軽にご相談ください。

(秘密厳守します)

市役所市民相談係へ
でんわ代表(9)1111

農業まつり

11月11日・12日・13日 於・公民館



- 農林産物品評会（12日正午から即売予約開始）
- 展示会（肥料、飼料、農薬、ワラ工芸品、盆栽、菊花など）
- 即売会（公民館前広場で、野菜、球根、植木、なめこなど）
- 式典・表彰・アトラクション（13日午後1時から市民会館で、宝くじ抽せん会も行なわれます）



市の文化功労者決まる

和田晋(体育)・星野正三(文化)両氏



和田氏



星野氏

市の文化功労者表彰式は十一月三日午前十一時から公民館三階ホールでおこなわれますが、これは、このほど開かれた昭和四十四年度文化功労者選考委員会(野地宏明委員長)の答申により市教育委員会において決定されました。

晴れの表彰者は、和田晋さん(七十一歳)城前一番六四号)と星野正三さん(五

十七歳)材木町二丁目五番六号)のおふたりです。

和田晋さんは、東京高等師範学校卒業以来、大学、高校、警察から招へいされ講師となり、剣道の指導にあたった。戦後全国にさきがけ剣道連盟を結成し、スポーツとしての剣道を青少年の間に普及させ健全明朗質実剛健なる心身の涵養を目的に会津少年剣士隊、スポーツ少年団の結成と指導にあたる。昭和四十二年「会津剣道誌」を編さん発刊、昭和四十三年文部大臣より体育功労賞を受ける。

現在市体育協会長、県剣道称号審議委員長などをつとめる。

星野正三さんは、戦後会

泉文化功労賞に 穴沢氏



理事長穴沢養一氏(六十八歳)写真

十八回を数える泉文化功労賞に当市の穴沢病院

真)が、芸術部門(音楽で受賞することになりました。会津音楽協会を設立、地方音楽文化の向上をめざして著名な音楽家を招き、会津市民オーケストラの編成と育成につとめた功績によるものです。

晴れの大臣表彰 赤井小子ども郵便局



大臣表彰に輝く赤井小の子ども郵便局

湊町赤井小学校の子ども郵便局が、優良「子ども銀行」として貯蓄の日の十月十七日、大蔵大臣、日銀総裁表彰を受けました。

同校では、さる六月、三年連続の仙台郵政局長賞受賞に輝いたばかりで、多田静夫校長はじめ、児童たちは喜びに包まれています。

同校子ども郵便局は、昭和三十三年六月の設立で、局長さんは佐藤仁君(六年)毎月第二火、水曜日を貯金の日と決め、全校生徒に貯

津文化協会にあって文化芸術運動の推進とその組織の整備充実に尽力した。とくに社会教育の第一線にある

公民館創設に大きな貢献があった。その他個人においても社会教育関係団体事業に対する物心両面の寄与は非常に大きい。昭和三十九年十月より昭和四十三年九月まで市教育委員会委員、現在会津文化団体連絡協議会会長、会津文化協会会長。

優良赤ちゃんを表彰

発育状況などを審査して

市の本年度優良児表彰式が、十月十五日午前十時から市公民館で行なわれ、三十五人に記念品と表彰状が贈られました。

今回は四十三年中に生れた赤ちゃん一千六百五十一人のうち、六月に行なった赤ちゃん生活展などで診察を受けた七百九十九人から市保険衛生課が中心となって①発育状況②知能状況③各種予防接種の受診状況④離乳状況⑤運動機能などを総合的に審査して、三十五人を選出しました。

優良児は次のとおり(カッコ内は保護者名、住所)▽中村眞理子(秀光御旗町四一五)▽佐藤弘美(一正、白虎町四五)▽金田憲一(光男、一箕町八幡字坂下)▽石田義徳(義一、高野町柳川字新屋)▽大島有喜(威男石堂町七一三)▽高橋賢一(清一、門田町一ノ堰)▽小檜山眞理(光春湊町東田面)▽鈴木征一郎(勝、馬場下三之町九)▽堀内勤(治、湊町上馬渡)▽小林優子(功蚕養町四一三)▽高久明美(敏光、城西町二七二)▽原田美紀(寿助八日町六一五)▽長谷川一幸(一男、新横町一五五)▽坂内サチ子(富雄、追手町五一八)▽丸山和彦(健治、一箕町石ヶ森)▽伊藤真子(虎重、東栄町六一二)▽進藤一州(晋、神指町黒川湯川東)▽晴山友紀子(捷司、城南町一三二)▽積田浩(盛栄住吉町一一一)▽鈴木敦子(国弥、大町一丁目三一)▽高橋真由美(藤雄、東山町石山字稻荷山)▽北島孝信(信次城前二一八)▽五十嵐理江(直彬、栄町七一)▽板橋光太郎(義光門田町花見ヶ丘)▽佐々木康弘(糸市、東山町石山字竹林)▽萱森昭彦(紘一、東栄町五一八)▽鈴木理恵子(孝寿、馬場下三之町二)▽久保田謙吾(栄一、材木町一丁目一〇一四八)▽古川政幸(広司、神指町柳原)▽堀井祐次(清治、町北町上荒久田)▽丑田修一(達日新町一〇一六)▽田口英基(基弘、町北町石堂馬場道東)▽眞壁美香(健一、大戸町上三寄)▽星尚幸(昌作、門田町年貢町甲二八五一)▽三谷秀生(正志、城西町五三三四)

金を呼びかけています。現在百十七人の児童がそれぞれ貯金通帳をもち、十月十三日現在の貯金高は五十一万一千五百三円もたまっており児童一人平均四千三百七十円にもなっています。

同校では、子ども郵便局の教育的効果として、①むだ使いする児童が非常に少なくなった。②社会科の学習に役立っている。③などをあげており、父兄も積極的に協力しているとのこと

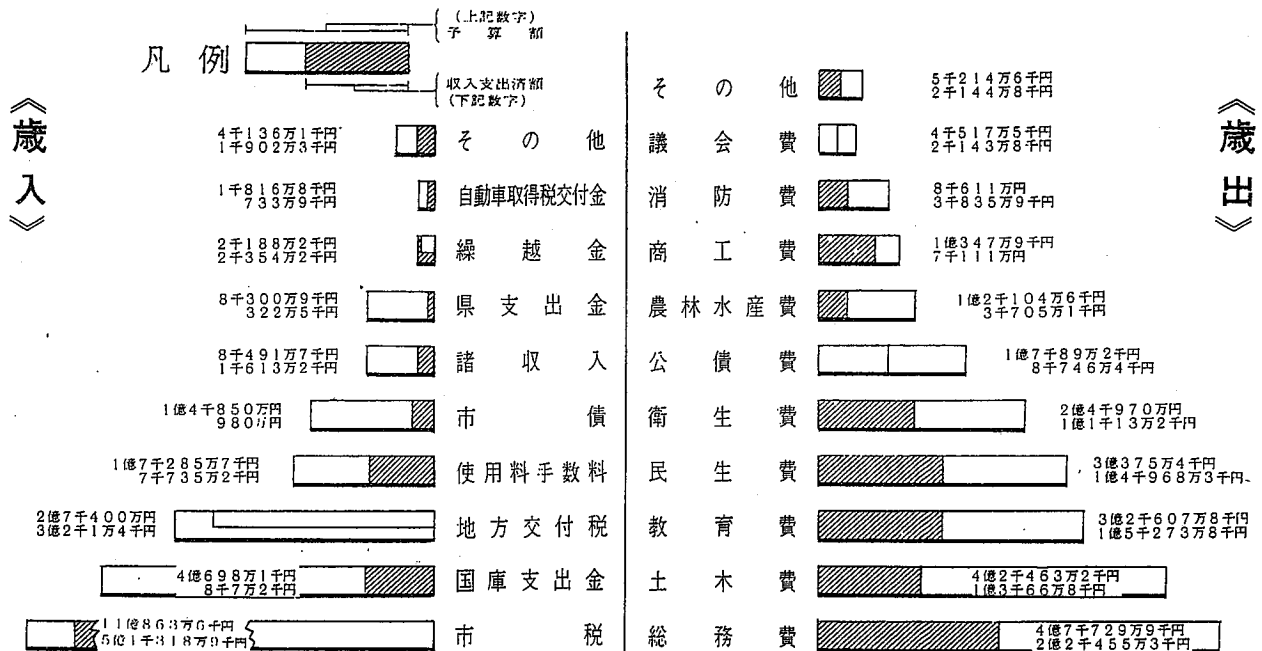
本市『財政』のあらまし

地方自治法243条の3の規定による本市財政状況の公表をいたします。この公表は市の昭和44年度上半期(4月～9月)の「収入と支出」「市債及び一時借入金現在高」のあらましを、明らかにするためのもので、毎年10月と4月に行なうものです。

一般会計

(昭和44年9月30日現在)

	歳 入	歳 出
予算額	23億6千31万1千円	23億6千31万1千円
済 額	10億6千968万8千円	10億4千464万4千円
執行率	45.3%	44.3%



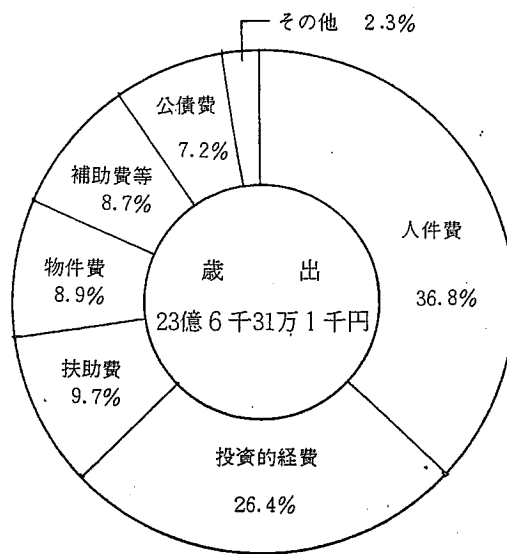
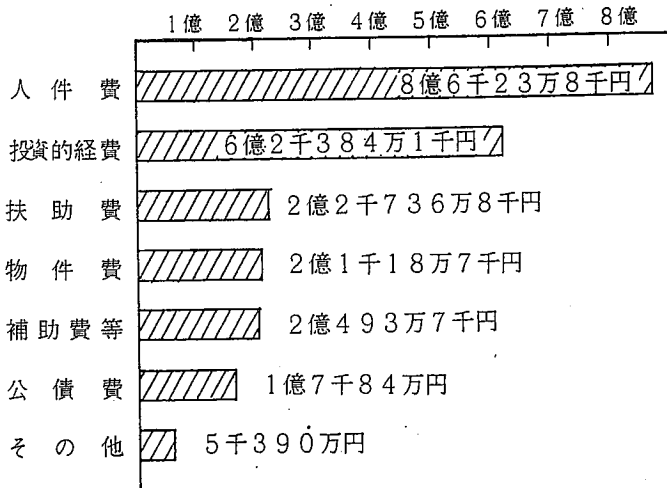
* / 市債の状況

事業名	昭和44年9月30日末現在高	構成比
教育施設事業債	3億1千771万8千円	31.2%
減税補てん債	1億8千961万4千円	18.7%
住宅建設事業債	1億4千803万円	14.6%
土木事業債	1億2千96万8千円	11.9%
衛生事業債	9千275万7千円	9.1%
国民宿舎建設事業債	3千694万3千円	3.6%
その他	1億1千179万4千円	10.9%
計	10億1千782万4千円	100%

* / 一時借入金現在高

0

歳出予算・経費別内訳



市税の収入状況と市民の負担額調

(単位千円)

区分	予算額(A)	調定額(B)	収入済額(C)	収入歩合 (C)/(B)×100	一世帯当り 負担額	一人当り 負担額
1 市民税	482,618	408,198	195,452	47.9%	16,475円	4,548円
2 固定資産税	382,668	388,593	189,532	48.8	13,063	3,606
3 軽自動車税	15,398	16,736	14,421	86.2	526	145
4 市たばこ消費税	133,536	75,842	75,842	100.0	4,558	1,258
5 電気ガス税	71,916	35,737	29,523	82.6	2,455	678
6 鉱産税	788	512	512	100.0	27	8
7 木材引取税	200	32	32	100.0	7	2
8 入湯税	10,854	4,995	4,561	91.3	370	103
● 滞納繰越分	10,658	34,453	3,314	9.6	364	100
計	1,108,636	965,098	513,189	53.2	37,845円	10,448円

特別会計

予算補正及び執行状況 (公営企業会計を除く)

(単位千円)

区分	予算額			執行額	
	当	9月末日までの補正	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	619,824		619,824	235,592	144,723
自動車学校事業	30,332	7,989	38,321	31,505	14,580
大戸財産区	46		46	53	0
湊財産区	61		61	77	0
公益質屋事業	7,291		7,291	2,638	3,835
食肉センター事業	25,343	1,381	26,724	4,474	19,282
若松城天守閣事業	42,847	2,346	45,193	29,741	18,628
駅前広場整備事業	14,351		14,351	990	990
湊町簡易水道事業	205		205	125	20
西田面簡易水道事業	185		185	252	13
合計	740,485	11,716	752,201	305,447	202,071

税金に強くなる

市税のしくみあれこれ(2)

今回は市税のうちの固定資産税と、それに関連して土地を売った場合、または買った場合の税金について解説します。

譲渡所得とは

最近土地の売買が増えています。そこで土地を売った場合の税金について、本年度の改正点とあわせて解説してみます。なおこれらの計算は大変むずかしく、こみいってしまいます。もしこれらに該当される方は、毎月五のつく日に税務署において、くわしくご相談ください。

保有年数による譲渡の区分について

この税金は取得してから譲渡するまで、保有していた年数により譲渡所得の計算が違います。

(一)長期間保有の場合

これは土地の利用度が効率的に供給されるよう、長い間(五年以上)保有していた土地などを、譲渡した

場合、税金を軽くしようとす措置です。いまままで譲渡所得についての課税は、ほかの所得(営業または農業などの所得)と合算して課税していたものが、分離して課税することに改正されました。これらの計算方法は、時限的(適用される期間が法律で限られたもの)に昭和四十五年一月一日から、昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡した場合に限られます。

(二)短期間保有の場合

長期譲渡所得に対し、これは短期譲渡所得といわれます。これは土地に対する仮需要を抑制し、投機的な土地の売買を防ぐ目的で、その保有期間が短期間(五年以内、または昭和四十四年一月一日以後に取得したもの)で譲渡した場合に、税金を重くしようとする措置がとられました。この場合税額の計算は他の所得と合算して計算したものと、分離して課税したもののうち、いずれか一方高い方の税金を納めなければなりません。この計算方法が適用される期間は、長期譲渡所得の場合と同じです。

この二つの課税方法をあらわしたものが下の表です。このほか、土地収用法を受けた場合の課税方法とか買換の場合などについて、いろいろありますが、くわしいことは税務署でおたずねください。

以上のべた譲渡所得の對象物件は、おおむね固定資産ですが、税金は前号で解説した市民税として課税されます。もちろん表でご覧のとおり所得税も県民税も課税されます。

土地を買った場合にかかる税金

土地などを買った場合に課税される税金についてのべてみます。これには県税として不動産取得税がかかります。市税としては固定資産税が課税されます。

(一)固定資産税の納税義務者

固定資産税を納めなければならない人は、賦課期日現在(一月一日)その土地や建物などを所有されている方です。

(二)課税標準額について

固定資産税も市民税と同じく課税の基礎となる数値があります。これを課税標準額といえます。ご承知のように、土地の価格は同じと神明通りなどのような中心地とは、ずいぶん違います。また家屋もそのよしあしによって価格が違います。したがってこれらの価格は適正な時価でなければなりません。この適正な時価は全国的な評価の均衡をはかるため、自治大臣の定め

る一定の方法および手続によって評価されます。しかし土地の場合、このようにして評価された価格は、昭和

三十八年以前の価格に比べ非常に高いものです。したがって納税者の負担を軽くするため、一定の方法で算出した調整率を乗じて課税の基礎となる標準額を決めます。

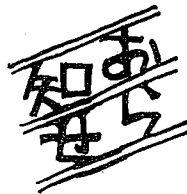
(三)税率と税額の算出

課税標準額に税率を乗じて得た額が、固定資産税額です。本市の場合、この税率は百分の一・五パーセントです。もちろん土地だけでなく建物や機械など(これを償却資産といいますが)を所有されていれば、これらについても合算して課税されます。固定資産税も市民税と同じく、非課税になるものや、減免になるものなどがあります。新築住宅などの対しては、住宅建築の促進、または宅地の高度利用を奨励する目的で、昭和五十年一月一日までに新築した百平方メートル(約三十、二五坪)以下の住宅

について、三年間税額の二分の一が安くなります。ひとつの例をあげてみますと対象家屋について実施された昭和三十九年度から四十四年度までの累積額をみますと、税額で約二千二百万円、このうち一千百万円が減税になっていきます。そのほか土地の場合には八万円家屋の場合には五万円、償却資産は三十万円に満たない課税標準額の場合には、固定資産税を免税にすることが法律で定められています

と三十八年以前の価格に比べ非常に高いものです。したがって納税者の負担を軽くするため、一定の方法で算出した調整率を乗じて課税の基礎となる標準額を決めます。

種目	区分	長期譲渡所得	短期譲渡所得																				
保有期間による区分	一般	資産の取得から譲渡までの期間が5年以上	資産の取得から譲渡までの期間が5年以内																				
	特例	昭和44年4月8日(改正法施行日)に保有期間が3年超となっている土地建物等をその後保有期間5年以下で譲渡した場合。	(イ)昭和44年1月1日以降に取得した土地建物等を昭和50年12月31日までに譲渡した場合。 (ロ)昭和43年12月31日以前に取得した土地建物等を保有期間5年以下で譲渡した場合。																				
課税の特例	区分	他の所得と分離して比例税率を用いて課税する。	他の所得と分離して課税するか他の所得と合計して課税するかそのうち高い方の税額を徴収する。																				
	適用期間	昭和45年1月1日から昭和50年12月31日の間に譲渡した場合。	昭和45年1月1日から昭和50年12月31日の間に譲渡した場合。																				
課税の算出例		譲渡代金(収入金額) - 取得費・譲渡経費(仲介手数料・登記の費用等) = 長期譲渡所得の金額 - 特別控除額 = 譲渡益 × 比例税率 = 税額	次の二つの方法で算出した金額でいずれか多い方の金額を税額とする。 I 短期譲渡所得金額 × 税率 II ((短期譲渡所得金額 + 他の所得金額 - 所得控除額 × 税率) - (他の所得金額 - 所得控除額 × 税率)) × $\frac{110}{100}$																				
税率について		<table border="1"> <thead> <tr> <th>譲渡の年</th> <th>所得税の税率</th> <th>県民税の税率</th> <th>市民税の税率</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和45・46年中</td> <td>10%</td> <td>1.3%</td> <td>2.7%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>昭和47・48年中</td> <td>15</td> <td>1.6</td> <td>3.4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>昭和49・50年中</td> <td>20</td> <td>2.0</td> <td>4.0</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	譲渡の年	所得税の税率	県民税の税率	市民税の税率	合計	昭和45・46年中	10%	1.3%	2.7%	14%	昭和47・48年中	15	1.6	3.4	20	昭和49・50年中	20	2.0	4.0	26	上記 Iの場合 所得税40%・県民税4%・市民税8% IIの場合 税率はそれぞれ所得税・県民税・市民税の税率をさす。
譲渡の年	所得税の税率	県民税の税率	市民税の税率	合計																			
昭和45・46年中	10%	1.3%	2.7%	14%																			
昭和47・48年中	15	1.6	3.4	20																			
昭和49・50年中	20	2.0	4.0	26																			
譲渡所得の特別控除		1. 取用交換等の場合 1,200万円 2. 居住用財産を譲渡した場合 1,000万円 3. 土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合 600万円 4. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合及び海外移住の場合の譲渡所得については 300万円 5. 一般の土地建物等の譲渡について 100万円	左に同じ																				
昭和44年中の場合の特例		昭和44年1月から12月31日までの間に土地建物等を譲渡した場合にはその譲渡所得全体について新しい分離課税の適用を受けるかまたは従前の総合課税の適用を受けるかを選択できます。	左に同じ																				



受けとりましたか

新しいお米の通帳

市役所の市民課では、ただ今、ことしの十一月一日から有効の米穀購入通帳を

手渡ししています。

市役所においでの際市民課の窓口で、また支所管内の方は支所から受け取ってください。

新しい通帳は、米の登録店の指定がなく、どのお米屋さんからでも買うことができます。ですから、各自がこの購入通帳を持って

いなければなりません。

あなたの職場に退職金を

よい従業員の確保こそ、企業繁栄の基礎です、退職金制度の完備は、それを保障します。

月つき、わずかな掛金で中小企業に明るい未来を、中小企業退職金共済制度は保障します。

絵表示のラベル

通産省では、私たちがひと目で繊維製品の取り扱い方法がわかるように、絵による表示方法を「日本工業規格(JIS)」で定めています。この表示を充分活用して、合理的な消費生活をおくりたいものです。

今回から日本工業規格で定められた絵表示を紹介していきますから、ご利用ください。洗い方(水洗い)

図の考え方) 洗たく機の絵 絵の中の数字に液温を示し、「以下」の文字はその温度以下を示します。「弱」の文字は弱い操作を示し、「中性」の文字は中性洗剤を使用することを示します。×印は禁止です。 洗いおけの絵

洗い方は自由 液温は60度以下にしてください 液温は40度くらいが適当です 弱い操作で洗ってください。液温は40度くらいが適当です

今月の納税

国民健康保険税第六期分の納期は、11月25日です。

毎年建設事業は大規模になり、高度な技術を要求されてきています。県内外を問わず海外においても、優秀な建設技術技能者を必要としています。

16日に延期 全会津俳句大会 十一月九日実施予定の第八回市民文化祭「全会津俳句大会」は、都合により十一月十六

加できます。互選の高 点者には賞が贈られます。 なお、生物同好会の協力により会津の生物 についての講話もあり 白虎記念館でも参加者 に無料公開します。

共同募金 赤い羽根は すべての社会福祉資金を一つにまとめる 窓口です。

測量にご協力を 会津若松電報電話局加入者 新增設工事(線路)設計のため、十月十四日から十二月二十五日まで、市内全域(湊および東山、大戸町の一部を除く)にわたって測量を行なっています。

郵便貯金は 生きています みなさんから預りした貯金は、公の施設や都市計画などの建設に役立っています。「住みよい郷土をつくる郵便貯金」にご協力ください。

園児募集 市内の幼稚園では、来年度の園児を募集します もよりの幼稚園にお申し込みください

お腹の虫たいじを

「虫くだし」をあっせんします



ください。一回分の代金は次のとおりです。

▽大人用四十円▽中人用(中学生)三十円▽小人用(小学生)二十円▽幼児用十五円

インフルエンザ

予防接種を

受けましょう

十一月二十一日から三十日まで全国寄生虫予防週間。市では駆虫薬をあっせんします。ご希望の方は代金をそえて、保険衛生課、支所、連絡所にお申し込み

▽対象者 生後三カ月以上の市民全員
▽料金(一回につき) 三カ月以上一

歳未満四十円、一歳以上六歳未満六十円、六歳以上十五歳未満八十円、十五歳以上百二十円。
必ず二回接種してください。どこかの会場でも受けられます。くわしくは十月十五日号の市政だよりをらんください。

インフルエンザ予防接種日程

第1回接種日	第2回接種日	時間(午後)	場所
11月8日	11月15日	1.30~3.00	謹教小
11月10日	11月17日	1.30~3.00	日新小
11月18日	11月25日	1.30~3.00	城北小
11月19日	11月26日	1.30~3.00	行仁小
11月20日	11月27日	1.30~3.00	鶴城小
11月21日	11月28日	2.30~3.00	大戸分館
11月22日	11月29日	1.30~3.00	城西小

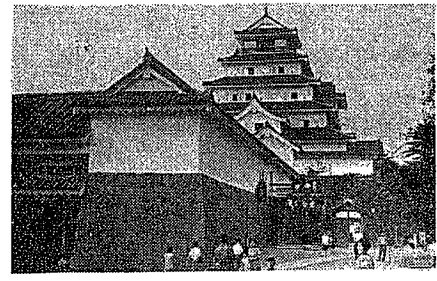
子宮ガン検診実施日程です

子宮ガン検診の実施日程は次のとおりです。
▽十一月十一日・十二日

の、寛永十六年(一六三九)、ときの領主加藤明成は、天守閣を五層とし、北出丸、西出丸をつ

郷土の文化財(5)

若松城跡(鶴ヶ城)国の史跡



若松城の歴史は、鎌倉時代の黒川東館(くろかわひがしだて)の創

始にさかのぼる。通説には、至徳(しとく)元年(一三三四)芦名直盛が現在、鶴ヶ城跡のところに館(黒川東館)をつくら

子宮ガン検診の実施日程は次のとおりです。
旧市地区を対象に保健所で
▽十三日 東山地区を対象
に東山公民館で
▽十四日 十五日 大戸地区を対象
に香塩集会所で

無料の結核検診です

6歳以上の主として家庭にいる方を対象にX線間接撮影です。

実施月日	場所	時間
11月11日	共和小学校	14.00~15.30
11月12日	大戸小学校	14.00~15.30
11月13日	神指連絡所 門田公民館	10.00~11.30 13.30~15.00
11月14日	町北連絡所 高野連絡所	10.00~11.30 13.30~15.00
11月17日	東山公民館 一箕連絡所	10.00~11.30 13.30~15.30

犬を飼うとき 守ってほしい3カ条

犬を飼うのには、どうし
三、つなぐこと 昼夜の別なくつないでおき、屋敷の外に出さないようにして

ご利用ください
県立リハビリテーション開設
九月二十五日から、県立リハビリテーション飯坂温泉病院が開設されました。
この施設は、脳卒中後遺症患者および老人の慢

性疾患で、積極的なリハビリテーション(機能回復)治療を必要とする方の治療と家庭復帰、社会復帰後の生活指導を行ないます。
入院は医師の紹介が必要ですが、くわしくは県立若松病院にお問い合わせください。

飼主は処罰されます

以上のほか、飼主として次の点もご注意ください。
①放し飼いの犬は捕えられ、飼主は処罰される。②放し飼いの犬は繁殖される。③飼犬が人や家畜に危害を加えないように管理する。④飼犬が道路、公園、その他、人が多数集まる場所や他人の所有地を、フンなどで荒したりしてはならない。⑤飼犬が人をかんだ時は、すぐ保健所にとどけ、指示を受けてください。

訂正

市政だより十月十五日号三面「石油・ガソリン類の保管は」の記事中、「②……二千リットル(ドラム缶十本)」を「五百リットル(ドラム缶二本半)」に訂正します。